

解体工事業及びとび・土工工事業の取扱いについて

平成28年6月1日から建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されたことに伴う、本市の平成30年度建設工事入札参加資格審査申請について、以下のとおり取り扱うこととしたのでお知らせいたします。

1 解体工事の建設工事入札参加資格審査申請について

「解体工事」の建設業許可を受けた者で、入札参加業種「解体工事」を希望する者を登録する。

ただし、平成28年5月31日以前に、「とび・土工・コンクリート工事」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる者は、平成31年5月31日までの間は、「とび・土工・コンクリート工事」の建設業許可で登録することができる。なお、この場合において、平成31年6月1日以降は、「解体工事」の建設業許可及び「解体工事」において経営事項審査を受けていなければ、「解体工事」の入札には参加できない。

2 解体工事の評点について

当面の間、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」又は「解体」の総合評定値（P点）を選択できるものとする。

3 とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除くもの）の評点について

当面の間、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」又は「とび・土工・コンクリート」の総合評定値（P点）を選択できるものとする。

【参考】建設業法改正の概要について

平成28年6月1日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設された。

平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することを可能とする経過措置が設けられた。